

移住世帯の県内生活を応援します！

令和  
6年度

# 秋田県住宅リフォーム推進事業

秋田県では、移住世帯が居住する住宅の居住環境整備を支援しています。  
住宅のリフォームや増改築をお考えの方は、ぜひ、ご活用ください！



県内に移住してから  
**3年以内**の方を含む  
世帯が対象となります

リモートワーク  
環境の整備にも  
ご利用いただけ  
ます！（機器類は対  
象外）



## 移住・定住世帯 定着回帰型

〔対象者〕次の全てを満たす方

- ・ 移住・定住世帯が居住する住宅のリフォーム等  
工事を行う方
- ・ 移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、  
祖父母、子もしくは孫

〔対象住宅〕一戸建て（共同住宅可）

〔対象工事〕50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**20%**、最大**40万円**補助します！

## 移住・定住世帯 中古住宅購入型

〔対象者〕次の全てを満たす移住者又はその配偶者

- ・ 中古住宅を購入し、令和5年10月1日以降に  
所有権を取得した方
- ・ 購入した住宅を持ち家としてリフォーム等する方

〔対象住宅〕一戸建て（築後10年経過した空き家）

〔対象工事〕50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**30%**、最大**60万円**補助します！

**さらに** 在宅リモートワークの環境整備を行う場合は、費用の**相当額**、最大**20万円**を加算します！

- ※ 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結する工事が対象となります。
- ※ 令和6年4月1日以降に完了し、令和7年3月14日まで完了実績報告ができる工事が対象となります。
- ※ リフォーム工事をする場合は、資格者によるアスベスト事前調査が義務化され、発注者に費用負担の責務が生じています。**工事請負契約に含まれるアスベスト事前調査費は補助対象工事費に算入できません。**

空き家になった隣家を息子夫婦が購入し、リフォームして移住してきました。

在宅勤務になったので、実家の空き部屋をワークルームに改装して移住しました。



詳しくは、お近くの県地域振興局建築課までお電話ください

鹿角 TEL.0186-23-2311

由利 TEL.0184-27-1777

北秋田 TEL.0186-63-2531

仙北 TEL.0187-63-3124

山本 TEL.0185-52-6103

平鹿 TEL.0182-32-6206

秋田 TEL.018-860-3491

雄勝 TEL.0183-73-6166



県リフォーム事業HP

※市町村が実施する住宅リフォーム補助については、各市町村にお問い合わせ願います。